平成２１年（フ）第３８９号
神奈川県小田原市鴨宮861番地の２　シティハイムフォーレスト101号、前住所神奈川県小田原市酒匂３丁目１番４―106号
債務者　加藤るみこ
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３９５号
神奈川県平塚市田村６丁目18番１号、前住所神奈川県平塚市田村５丁目10番22号
債務者　篠原由起子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４０２号
神奈川県厚木市戸田2186番地１　プライムタウン湘南Ⅰ―203、旧住所神奈川県横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘１丁目14番６号新桜ケ丘ガーデンハイツＦ棟102号室肥後方
債務者　横山さやか
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４０４号
神奈川県平塚市徳延227番地の１　ビレッジウインドミルⅠ―202
債務者　小林　伸悟
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２１４号
長崎県長崎市鳴見台２丁目１番１―106号
債務者　房野　宏美
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２８号
群馬県高崎市飯玉町31番地　ハイツ31　Ａ101号室
債務者　中野　陽子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２１２号
埼玉県越谷市蒲生茜町16番地15　藤和シティホームズ蒲生駅前803号
債務者　井上　則男
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２９０号
埼玉県入間市大字小谷田1390番地　池ノ下３―501
債務者　石川　知子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３１５号
埼玉県入間市東町３丁目５番29号
債務者　瀬谷　智子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３８３号
神奈川県小田原市南鴨宮３丁目51番９号　グリーンハイツ203号
債務者　川上美保子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３８４号
神奈川県秦野市南が丘２丁目２番地20―404
債務者　青木麻衣子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１０１号
新潟県長岡市喜多町1110番地１―201、申立時の住所新潟県長岡市希望が丘南５丁目６番地５
債務者　大平　愛子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１０３号
新潟県柏崎市向陽町1279番地255
債務者　飯塚　千春
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１１２号
新潟県長岡市加津保町2498番地
債務者　佐々木　淳
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２３０号
静岡県沼津市岡宮1339番地の２
債務者　渡邊　梅子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２７７号
静岡県富士市鮫島小須瀬戸289―２、住民票上の住所静岡県沼津市東熊堂84番地の11　コーポ谷津川ハイツ
債務者　小山　紀子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１０１号
山口県宇部市大字船木4560番地５
債務者　山下　美鈴
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで　山口地方裁判所宇部支部